

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,000,000
計	19,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,255,000	5,255,000	大阪証券取引所ニ ッポン・ニュー・ マーケット「ヘ ラクレス」市場	—
計	5,255,000	5,255,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月16日(注)	500,000	5,255,000	83,000	277,375	121,500	284,375

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格	440円
引受価額	409円
発行価額	332円
資本組入額	166円

(5) 【所有者別状況】

平成20年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	10	19	9	—	2,571	2,612	—
所有株式数(単元)	—	216	252	541	2,855	—	48,678	52,542	800
所有株式数の割合(%)	—	0.41	0.48	1.03	5.43	—	92.65	100.00	—

(注) 自己株式26,333株は「個人その他」に263単元、「単元未満株式の状況」に33株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤俊和	東京都新宿区	2,627	50.00
坂口京	東京都練馬区	336	6.41
ジョルダン従業員持株会	東京都新宿区新宿2丁目1-9	178	3.39
ユービーエスエージーロンドンアカウントアイピービーセグリゲイテッドクライアントアカウント(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	167	3.19
岩田明夫	愛知県春日井市	120	2.28
佐藤照子	東京都新宿区	90	1.71
エイチエスビーシーバンクピーエルシークライアントツノタックストーリーティ(常任代理人香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ (東京都中央区3丁目11番1号)	85	1.63
中村崇則	東京都港区	80	1.52
小田恭司	千葉県船橋市	76	1.45
若杉精三郎	大分県別府市	69	1.32
計	—	3,832	72.93

(注) みずほ投信投資顧問株式会社から平成20年4月22日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年4月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	74	1.41

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 26,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,227,900	52,279	—
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	5,255,000	—	—
総株主の議決権	—	52,279	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式33株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ジョルダン株式会社	東京都新宿区新宿 2-1-9	26,333	—	26,333	0.50
計	—	26,333	—	26,333	0.50

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第153条第3号の規定に基づく取締役会決議による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年3月24日決議)での決議状況 (取得期間平成20年4月1日～平成20年4月30日)	60,000	30,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	24,000	12,301,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	36,000	17,698,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	60.0	59.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	60.0	59.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年11月6日決議)での決議状況 (取得期間平成20年11月10日～平成20年12月9日)	50,000	25,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	50,000	25,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	22,100	10,393,500
提出日現在の未行使割合(%)	55.8	58.4

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	26,333	—	48,433	—

(注) 有価証券報告書提出日現在の保有自己株式数には、平成20年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向10%を定めております。

当社の剰余金の配当の回数につきましては、配当事務に係るコスト等を考慮し、現在のところ期末日を基準とする年1回の現金配当を基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができると」旨を定款に定めております。

上記に基づき、当期の配当は期末配当として1株当たり8円としております。この結果、連結配当性向は11.5%となりました。

これと合わせ、資本効率の向上を図るとともに、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、状況に応じて自己株式の取得を弾力的に実施していく方針です。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、ネットワーク関連設備の増強・研究開発体制の強化等を目的として投入し、今まで以上に競争力を高めるとともに、新規事業の創造や投融資等のために活用し、積極的な事業展開・拡大を図ってまいりたいと考えております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年12月19日 定時株主総会決議	41,829	8

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月
最高(円)	550	1,600	3,520	1,440	1,071
最低(円)	250	386	1,140	756	423

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	529	550	622	595	529	489
最低(円)	478	488	531	530	461	440

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長 執行役員 メディア 事業部長 営業技術 部長	佐藤 俊和	昭和24年8月24日生	昭和54年12月	株式会社ジョルダン情報サービス (現ジョルダン株式会社)設立 代表取締役(現任)	(注)3	2,627,660
				平成13年3月	コンパスティービー株式会社 代表取締役(現任)		
				平成18年2月	ゼストプロ株式会社代表取締役 (現任)		
				平成18年12月	当社社長執行役員(現任)		
				平成19年10月	当社メディア事業部長(現任)		
				平成20年10月	当社営業技術部長(現任)		
取締役	執行役員 品質向上・ 研究開発 担当	坂口 京	昭和24年7月19日生	昭和52年10月	株式会社エル・エス・アイ入社	(注)3	336,980
				昭和54年12月	当社入社 取締役(現任)		
				平成15年11月	推論機構室マネージャー 当社開発本部長 技術部長		
				平成18年12月 平成19年10月 平成20年10月	当社執行役員(現任) 当社研究開発担当 当社品質向上・研究開発担当 (現任)		
取締役	—	奥山 至	昭和17年10月31日生	昭和41年4月	株式会社日立製作所入社	(注)3	3,000
				平成6年6月	日製ソフトウェア株式会社 (現株式会社日立ハイテクソリュー ーションズ)入社		
				平成9年6月 平成18年12月	同社代表取締役 当社取締役(現任)		
取締役	—	玉野 博昭	昭和35年11月13日生	昭和58年11月	アーサーアンダーセン公認会計士 共同事務所(現アクセンチュア) 入社	(注)3	100
				平成2年4月	株式会社三和総合研究所(現三菱 UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社)入社		
				平成10年1月	株式会社サンクネット設立 代表取締役(現任)		
				平成16年12月	株式会社ジェイ・オフタイム設立 代表取締役		
				平成18年3月	株式会社ポルタ設立 代表取締役(現任)		
				平成19年6月 平成20年12月	日本電通株式会社監査役(現任) 当社取締役(現任)		
監査役	常勤	高村 茂	昭和23年7月20日生	昭和50年11月	ブライス・ウォーターハウス会計 事務所入社	(注)4	10,000
				昭和63年11月	平和工業株式会社 (現株式会社平和)入社		
				平成9年8月	ユニバーサル販売株式会社 (現アルゼ株式会社)入社		
				平成15年9月 平成17年12月	当社顧問 当社監査役(現任)		
監査役	非常勤	松澤 壽俊	昭和7年8月20日生	平成10年7月	ノルウェー王国大使館 産業技術顧問	(注)5	3,000
				平成14年5月	当社監査役(現任)		
監査役	非常勤	五十嵐 雅子	昭和23年4月20日生	平成6年4月	帝京平成大学情報学部 (現現代ライフ学部) 助教授(現准教授)(現任)	(注)4	—
				平成10年4月	帝京大学帝京国際交流センター 主任研究員(現任)		
				平成16年4月	帝京平成大学留学生別科長(現任)		
				平成17年5月 平成17年12月	株式会社愛郷舎設立 代表取締役(現任) 当社監査役(現任)		
計							2,980,740

- (注) 1 取締役 奥山至は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 松澤壽俊及び監査役 五十嵐雅子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成20年9月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役 高村茂及び監査役 五十嵐雅子の任期は、平成17年9月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 松澤壽俊の任期は、平成18年9月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社では、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は7名で、取締役を兼務している上記2名のほか、以下の5名で構成されております。

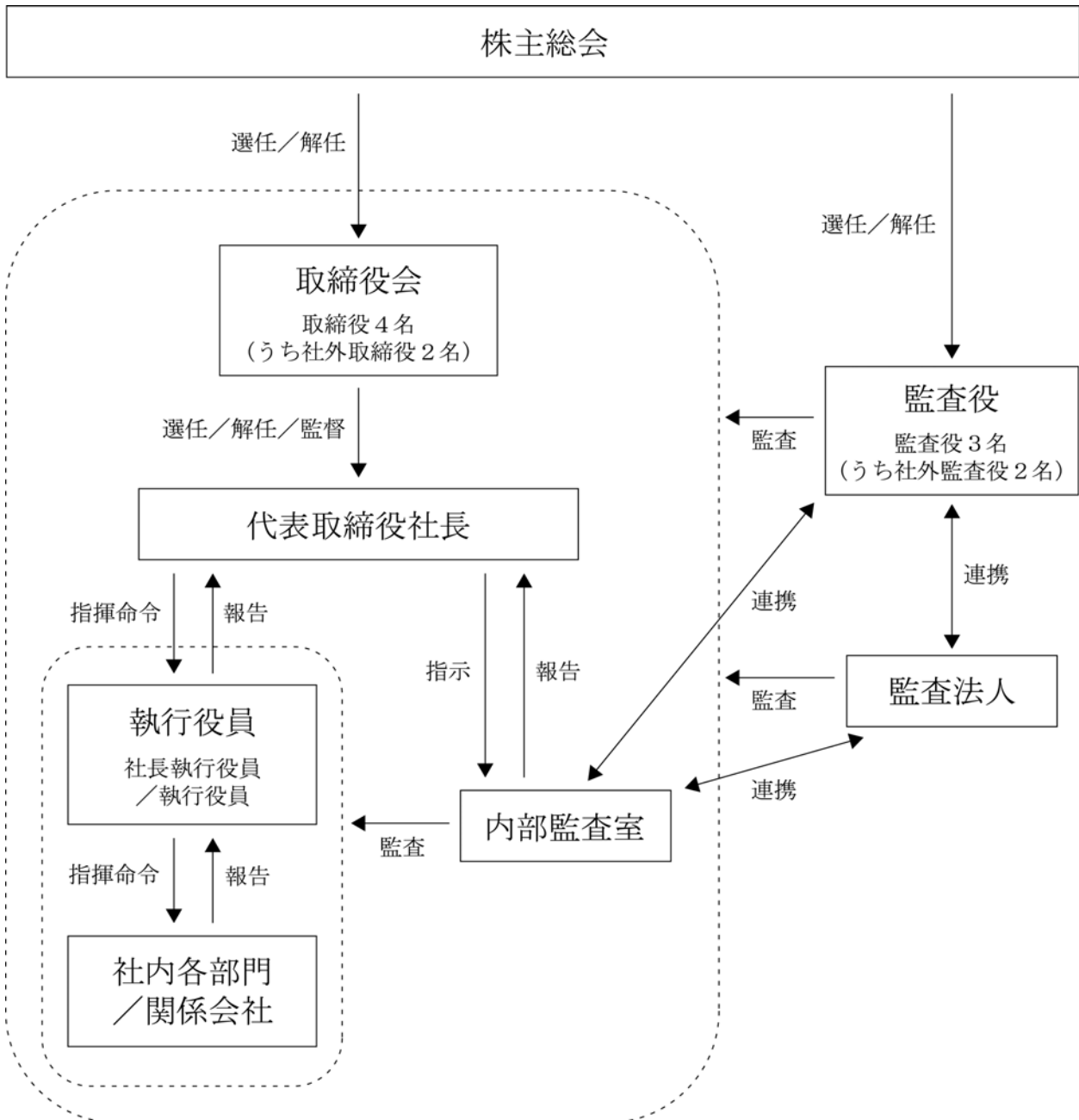
職名	氏名
執行役員 開発部長	山野井 さち子
執行役員 業務部長	武 部 敬 次
執行役員 経営企画室長 内部監査室長	岩 田 一 輝
執行役員 N E X T事業部長 トラベル事業部長	田 中 輝
執行役員 企画営業部長	東 寺 浩

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るに当たり必要となる経営の効率化や各種のステークホルダーに対する会社の透明性・公正性の確保のため、コーポレート・ガバナンスが重要であると考えております。また、その具体的施策として、会社の意思決定機関である取締役会の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムの整備が重要であると考えております。

(2) 会社の機関及び内部統制システムの概略



※社外取締役の人数は期末日現在。

(3) 会社の機関の内容

① 会社の機関

当社は、会社の機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役を設置しております。会社規模・事業規模等に鑑み、また、社外取締役や社外監査役を含む監査役による経営監視の体制が十分に機能するものと考え、当該体制を採用しているものであります。加えて、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図ることで、その体制を十分に強化できるものと考えております。

② 取締役会

取締役会については、経営上の意思決定機関として、迅速化・活性化を図るべく、4名の取締役（うち2名が社外取締役）による体制を採っております（期末日現在）。月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、業務執行を担う代表取締役社長・執行役員及び各部門責任者の選任を行うとともに、社長又は担当執行役員から当社及びグループ会社の営業・開発活動の状況等について報告を行うことで、取締役会が業務執行に対する監督の役割を担っております。特に、その実効性を高めるため、取締役中に社外取締役を含めており、原則として毎回取締役会に出席し必要に応じて意見を述べることで、代表取締役社長の職務執行の監督を行っております。

③ 執行役員

取締役会にて選任された執行役員が、経営方針に基づき、社長の指揮命令の下、実際の業務執行を担っております。その際、各部門責任者を兼ねる執行役員が、社長に直接、もしくは原則として月2回行う執行役員会等で、部門又はプロジェクト毎の進捗状況及び営業・開発活動の状況等について報告を行うことで、業務執行における責任の明確化と効率性の向上を図っております。なお、執行役員会等の社内会議にも社外取締役が一部出席することで、執行役員による業務執行の監視も併せて行っております。

(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

業務執行が法令・定款に適合すること等の業務の適正を確保することで不正や過失等を未然に防ぐことや、取締役会の意思決定や経営方針等に従って業務執行が進められるようにすること等を目的として、ひいてはそれらが企業価値の向上につながるものと考え、内部統制システムの整備を進めていく必要があると考えております。

② コンプライアンス体制

コンプライアンス体制につきましては、就業規則やインサイダー取引防止規程等の社内規程において、関連する規定を設けるとともに、東京銀座総合法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

③ リスク管理体制

リスク管理体制につきましては、部門又はプロジェクト毎の会議を通じ、又はそれらを踏まえて各部門責任者を兼ねる執行役員から、執行役員会や社長へ状況報告を行うこととしております。さらに、それらの報告のうち重要なものについては、社長又は担当執行役員から取締役会に報告することとしております。これらの体制により、対処すべきリスクや重要事実の発生可能性等の情報の集約を図り、迅速な対処につなげております。

④ グループ会社

グループ会社につきましては、関係会社管理規程に従って管理を行うことや、当社の社長や関係会社管理を担当する経営企画室長等がグループ会社の取締役を兼任すること等により、当社の取締役会の意思決定や経営方針等に沿った業務執行や対処すべきリスクの把握等が行える体制としております。なお、グループ会社の増加を踏まえたグループ会社を含めた体制の強化について、今後の検討課題としております。

⑤ その他

コンプライアンス体制・リスク管理体制の強化の一環として、情報セキュリティに関する体制を強化するため、当社及び一部のグループ会社において、平成19年9月に情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO27001 (ISO/IEC27001:2005) 及びその国内規格である、JIS Q 27001 (JIS Q 27001:2006) の認証を取得し、役職員の情報取扱に関する教育・訓練等を含め、情報セキュリティ管理体制の継続的な強化に努めております。

(5) 監査役監査及び内部監査の組織

① 監査役

監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は原則として全員が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで、取締役の職務執行の監査を行っております。監査役のうち1名は常勤監査役であり、重要書類の閲覧、子会社の調査、取締役や従業員からのヒアリング等を行うことで、業務全般の妥当性・有効性等の調査を行い、必要に応じて助言を行っております。また、会社法上の会計監査人は設置しておりませんが、金融商品取引法の規定に基づく監査の結果について、期末及び必要に応じ中間期に監査法人から報告を受けることで、監査役が行う会社法上の会計監査の実効性の確保に努めております。

② 内部監査

内部監査については、社長直属の組織として内部監査室（人員1名）を置き、内部監査規程に基づいて、必要に応じて監査役や監査法人と連携しながら、各部門の業務執行・管理体制の妥当性や法令及び社内規程への適合性、会計記録の信頼性等に関する内部監査を実施する体制を採っております。各部門に対する内部監査の実施に当たっては、必要に応じて監査役が同行するとともに、監査の結果を監査役の求めに応じて報告することで、監査役監査との連携を図っております。

(6) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
社外取締役である奥山至氏は、当社株式3,000株を保有しております。その他の利害関係については該当事項はありません。

社外監査役である松澤壽俊氏は、当社株式3,000株を保有しております。その他の利害関係については該当事項はありません。五十嵐雅子氏については、同氏が代表取締役を務める株式会社愛郷舎の株式を当社が保有しておりますが、保有比率及び金額に鑑み、重要性はないものと考えております。その他の利害関係については該当事項はありません。

(7) 金融商品取引法の規定に基づく財務諸表監査

新日本有限責任監査法人には、金融商品取引法の規定に基づき、中間期及び通期の財務諸表監査を受けている他、四半期についても四半期財務諸表に対する意見表明の手続きを受けております。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

監査法人の業務執行に関する各種事項については以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	高橋廣司、畠山伸一
所属する監査法人名	新日本有限責任監査法人
監査業務にかかる補助者の構成	公認会計士 4名 その他 8名

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

(8) 役員報酬の内容

当社の役員報酬の内容については以下の通りであります。

取締役に対する報酬	4名	45,000千円	(うち社外取締役	2名	3,600千円)
取締役に対する賞与	4名	7,400千円	(うち社外取締役	2名	600千円)
監査役に対する報酬	3名	9,600千円	(うち社外監査役	2名	2,400千円)
監査役に対する賞与	3名	1,600千円	(うち社外監査役	2名	400千円)

(9) 監査報酬の内容

新日本有限責任監査法人に対する監査報酬の内容については以下の通りであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 12,000千円
(上記以外の報酬 910千円)

(10) 取締役の定数並びに取締役の選任及び解任の決議要件

① 取締役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨を定款に定めております。

② 取締役の選任及び解任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに累積投票によらない旨を定款に定めております。

(11) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得

当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策を行えるようにするためであります。

② 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される職務をより適切に行えるようにするためであります。

③ 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元について、柔軟な対応を可能とするためであります。

(12) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数の確保をより確実にし、株主総会を円滑に運営するためであります。